

デイサービスセンター浮洲園 重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人 純晴会
代表者職・氏名	理事長 岡本康晴
所在地	倉敷市粒江2500-1
連絡先	086-429-3311
法人設立年月日	平成10年11月1日

2. 事業所の概要

(1) 名称とサービスの種類と対象地域

事業所名	デイサービスセンター浮洲園
サービスの種類	通所介護 介護保険法に基づく第一号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)
所在地(連絡先)	1単位：岡山県倉敷市粒江2500-1 (086-429-3315)
	2単位：岡山県倉敷市粒江2502-1 (086-428-4832)
定員	1単位：60名
	2単位：70名
介護保険事業所番号	倉敷市 3370201109 号
事業の実施地域※	倉敷市(玉島、真備地域を除く)、早島町、岡山市南区灘崎町

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業の目的及び運営の方針

介護保険法例の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。また関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 従業者の職種、員数及び職務内容

① 管理者 常勤1名

※管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 生活相談員 1名以上

介護職員 1単位:10名以上

2単位:12名以上

※生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤とする。

※提供時間帯を通じて、単位毎に1名以上配置する。

看護職員 1名以上

機能訓練指導員 1単位:1名以上 2単位:1名以上

管理栄養士 1名以上

調理員 1単位:委託 2単位:1名以上

※生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員及び管理栄養士は、通所介護サービスの提供に当たる。

(4) 営業日及び営業時間

	1単位・2単位共通
月～土曜日	9:00～18:00
定休日	日曜日
年間の休日	12月31日～1月3日
サービス提供時間	9:20～16:30

※サービス提供時間後に連続してサービス利用を希望する場合は、相談のうえ利用が可能です。ただし、職員の配置状況により提供ができない場合があります。その際の利用料金につきましては【別紙1】利用料金表に時間外サービスを定めます。

3. サービス内容

(1) 日常生活上の援助・・・日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行います。

- ①排泄の誘導・介助
- ②移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助
- ③静養(休養)

(2) 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供します。

- ①日常生活動作に関する訓練
- ②アクティビティ
- ③行動的活動
- ④体操
- ⑤筋力向上訓練

(3) 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供します。又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行います。

(4) 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭等を行います。

(5) 送迎・・・利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行います。

(6) 相談、助言に関する事・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行います。

(7) その他利用者に対する便宜の提供をします。

4. 料金

(1) 利用料金

※「【別紙1】 利用料金表」参照

(2) 支払方法

サービス提供日または、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、提供日、または10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払方法は、現金、銀行口座振込、ゆうちょ銀行(25日)または中国銀行(20日)の預金口座振替の4通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービス利用に当たっての留意事項

(1) サービスの利用は、利用者に承認された通所介護サービス計画のもとに利用していただきます。

(2) 体調不良等によるサービスの中止・変更は提供日の8:00までにご連絡ください。

食事のキャンセルのご連絡がない場合は、料金の支払が必要となります。

(3) 事業所内での金銭及び食物のやりとりはご遠慮下さい。

10. サービス内容に関する苦情

(1) 当センターお客様相談・苦情担当

担当: 管理者 山本 憲利

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うために処理体制・手順

- ① 苦情処理台帳に記載。
- ② 苦情についての事実確認を行う。
- ③ 苦情処理方法を記載し、管理者決裁。
- ④ 苦情処理について関係者との連携を行う。
- ⑤ 苦情処理の改善について利用者に確認を行う。
- ⑥ 苦情処理は1日以内に行われることを原則とする。
- ⑦ 苦情処理についての成果等を台帳に記録し、終結後5年間保存する。

(3) その他

当センター以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

岡山県国民健康保険団体連合会	電話 086-223-8811	8:30~17:00
倉敷市 介護保険課	電話 086-426-3343	8:30~17:15
岡山市 介護保険課	電話 086-803-1240	8:30~17:15
早島町 健康福祉課	電話 086-482-2483	8:30~17:15

※土日祝及び12/29~1/3を除く

11. その他

個人情報の利用について

【別紙2】「個人情報の利用目的」の通り、個人に関する情報を用います。

契約する場合は以下の確認をして下さい。

年 月 日

通所介護サービスを利用するにあたり、お客様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

名 称 デイサービスセンター浮洲園
(指定番号 倉敷市 3370201109号)
説明者 所属 デイサービスセンター浮洲園
氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護サービスについての重要事項の説明を受け、通所介護サービスの提供開始に同意しました。また私自身および家族の個人情報を、介護サービスの提供を受けるために必要な限度で用いることに同意します。

利用者 氏名

代筆者 氏名

続柄()

家 族 氏名

続柄()

※ 本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名し、それをもって契約開始となる

利 用 料 金 表

① 通所介護費

大規模型通所介護費(Ⅱ)

3時間以上4時間未満

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額(1割)
要介護1	3,450 円	345 円
要介護2	3,950 円	395 円
要介護3	4,460 円	446 円
要介護4	4,950 円	495 円
要介護5	5,490 円	549 円

4時間以上5時間未満

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額(1割)
要介護1	3,620 円	362 円
要介護2	4,140 円	414 円
要介護3	4,680 円	468 円
要介護4	5,210 円	521 円
要介護5	5,750 円	575 円

5時間以上6時間未満

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額(1割)
要介護1	5,250 円	525 円
要介護2	6,200 円	620 円
要介護3	7,150 円	715 円
要介護4	8,120 円	812 円
要介護5	9,070 円	907 円

6時間以上7時間未満

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額(1割)
要介護1	5,430 円	543 円
要介護2	6,410 円	641 円
要介護3	7,400 円	740 円
要介護4	8,390 円	839 円
要介護5	9,390 円	939 円

7時間以上8時間未満

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額(1割)
要介護1	6,070 円	607 円
要介護2	7,160 円	716 円
要介護3	8,300 円	830 円
要介護4	9,460 円	946 円
要介護5	10,590 円	1,059 円

各種加算

	利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額(1割)
入浴介助加算(Ⅰ)	400 円/回	40 円/回
中重度者ケア体制加算	450 円/日	45 円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	560 円/日	56 円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	760 円/日	76 円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	200 円/月	20 円/月
ADL維持等加算(Ⅰ)	300 円/月	30 円/月
栄養アセスメント加算	500 円/月	50 円/月
科学的介護推進体制加算	400 円/月	40 円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180 円/日	18 円/日
送迎未実施減算	▲470 円/片道	▲47 円/片道
同一建物に対する減算	▲940 円/日	▲94 円/日
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記の算定した単位数の9.2%に相当する単位数を加算(1単位=10円)	

※ 個別機能訓練加算は原則として(Ⅰ)ロを算定しますが、機能訓練指導員の配置都合により(Ⅰ)イを算定する場合があります。

※ 利用料の額は介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とします。上記額は1割の場合です。

② 総合事業通所介護

	1月あたりの利用料金	介護保険適用時の1月あたりの自己負担額(1割)
要支援1	17,980 円	1,798 円
要支援2	36,210 円	3,621 円

各種加算

	1月あたりの利用料金	介護保険適用時の1月あたりの自己負担額(1割)
栄養アセスメント加算	500 円	50 円
科学的介護推進体制加算	400 円	40 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援1)	720 円	72 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援2)	1,440 円	144 円
送迎未実施減算(要支援1)	▲3,760 円	▲376 円
送迎未実施減算(要支援2)	▲7,520 円	▲752 円
同一建物に対する減算(要支援1)	▲3,760 円	▲376 円
同一建物に対する減算(要支援2)	▲7,520 円	▲752 円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記の算定した単位数の9.2%に相当する単位数を加算(1単位=10円)	

※ 介護予防・生活支援サービス事業対象者に関しては要支援1の料金とします。

※ 送迎未実施減算については、片道につき 47円の減算となります。

※ 利用料の額は介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とします。上記額は1割の場合です。

③ その他の料金(介護保険外)

- ・ 食費・・・700円
- ・ その他・・・上記の他、おむつ代(パット50円、紙パンツ200円)、個別のレクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。
- ・ 時間外サービス・・・1時間につき1,000円
(サービス提供時間後に連続してサービスを利用する場合)

個人情報の利用目的

社会福祉法人純晴会（以下、「法人」という）では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人及び家族の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 当法人内部での利用目的

- ① 当法人が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用に係る当法人の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 事故等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当法人が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関または保険者からの照会の回答
- ③ 損害賠償などに係る保険会社への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 当法人内部での利用に係る利用目的

当法人の管理運営業務のうち次のもの

- ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・ 当法人等において行われる学生等の実習への協力
- ・ 当法人において行われる事例研究

2. 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

当法人の管理運営業務のうち、外部監査機関への情報提供

3. 緊急時等やむを得ない場合の利用目的

利用者等の生命、権利等の擁護及び裁判所、警察等の命令・捜査などのため法人がやむを得ないと判断した場合の情報提供

介護現場のハラスメントの定義

1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。(職員が回避したため危害を免れたケースを含む)

例: ○コップを投げつける	○叩く	○唾を吐く
○蹴る	○手をひっかく、つねる	○服を引きちぎる
○手を払いのける	○首を絞める	

2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例: ○大声を発する	○家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求する
○サービスの状況をのぞき見する	○「予定通りサービスがされていない」として、謝罪して正座するように強く求める
○怒鳴る	○利用料金の支払いを求めた際に、手渡ししないで床に並べてそれを拾って受け取るように強要する
○気に入っている職員以外に批判的な言動をする	○利用料金を数か月滞納し、支払いを拒否する
○威圧的な態度で文句を言い続ける	○特定の職員に対して嫌がらせをする
○刃物を胸元からちらつかせる	
○「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する	

3) セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例: ○必要もなく手や胸、お尻をさわる	○卑猥な言動を繰り返す
○抱きしめる	○サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる
○女性のヌード写真を見せる	○介助中に職員の服の中に手を入れる
○入浴介助中、あからさまに性的な話をする	

※厚生労働省 介護現場におけるハラスメント対策マニュアル参考